



これから結婚新生活を始める皆様へ

最大 **30 万円** を補助します



～つくばみらい市結婚新生活支援補助金のご案内～

つくばみらい市では、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、住宅取得・賃貸・引越し費用の補助を行っています。

### ■補助対象世帯

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件の全てを満たす世帯です。

(1) 本市に夫婦の双方の住民票がある世帯

(2) 夫婦の所得の合計額が400万円未満の世帯

※貸与奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年の所得から控除できます。

※離職して申請時に無職の場合は「所得なし」として夫婦の合計所得を算出します。

(3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(4) 対象となる住宅が本市にあること。

(5) 夫婦のいずれもがつくばみらい市に定住する意思があること。

(6) 購入した住宅または賃借する住宅の名義が、夫婦いずれか（共有を含む）の名義であり、当該住宅の家賃を支払っていること。かつ、現にその住所を居住の本拠地として夫婦の双方が入居していること。

(7) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(8) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。

(9) 過去につくばみらい市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### ■補助対象経費

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの転入（転居）に係る次の費用です。

(1) 住宅取得費用

(2) 住宅賃貸費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料等）

※賃料・共益費は最大3ヶ月分までを限度とします。

(3) 引越し費用（引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費）

### ■申請期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

※申請の際は必ず事前にご相談ください。

※予算の枠を越えた時点で終了となりますのでご了承ください。

### ■手続きの流れ・申請書類について

裏面をご覧ください。



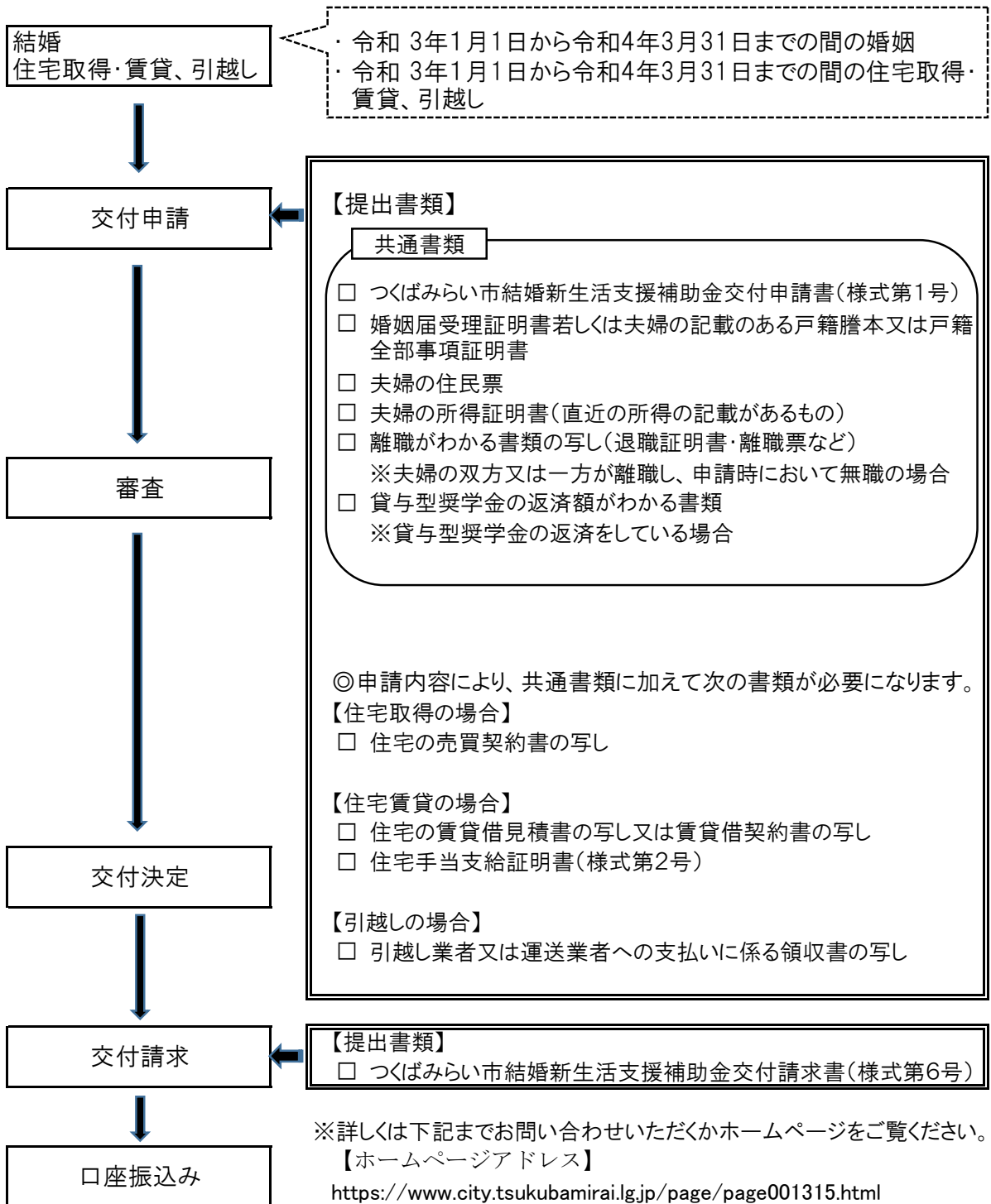
【問い合わせ先】

つくばみらい市役所 市長公室 地域推進課

〒300-2395 つくばみらい市福田 195 番地(伊奈庁舎) Tel0297-58-2111 (内線 1301・1303)

## ■ 手続きの流れ

※必要に応じて添付資料を追加していただく場合もございます。申請の際は必ず事前にご相談ください。



### 【申請書提出・問合せ先】

つくばみらい市役所 市長公室地域推進課  
〒300-2395  
つくばみらい市福田195番地(伊奈庁舎)  
TEL 0297-58-2111(内線1301)  
E-mail chiiki01@city.tsukubamirai.lg.jp



詳しくはこちら